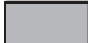



I. 他店払いの小切手の払戻可能日時

払戻可能日時は入金日から起算し、下表のとおりとなります。

(例) 1日(金)に入金し、2日(土)、3日(日)が銀行休業日の場合、「3営業日目」は5日(火)、「4営業日目」は6日(水)となります。

 : 払戻可能日が1営業日延長されます

 : 払戻可能日が1営業日短縮されます

持込店	支払場所 手形交換所	第四北越銀行以外(手形交換所)					
		新潟・長岡・上越	両津・佐和田	群馬中央	東京	横浜	名古屋・大阪
新潟県内店舗(佐渡地区除く)	3営業日目の 8時00分	3営業日目の 13時10分	(注2) 手形交換所以外 での取立	4営業日目の 13時10分	4営業日目の 13時10分	 4営業日目の 13時10分	5営業日目の 13時10分
(注1) 両津中央支店・佐和田中央支店	4営業日目の 8時00分 (佐渡地区内は 3営業日目の 8時00分)	4営業日目の 13時10分		5営業日目の 13時10分		(注2) 手形交換所以外 での取立	
高崎支店・前橋東支店	3営業日目の 8時00分	4営業日目の 13時10分	(注2) 手形交換所以外 での取立	4営業日目の 13時10分	4営業日目の 13時10分	5営業日目の 13時10分	
熊谷支店	3営業日目の 8時00分	4営業日目の 13時10分	(注2) 手形交換所以外 での取立	4営業日目の 13時10分		5営業日目の 13時10分	
北浦和支店	3営業日目の 8時00分	4営業日目の 13時10分	(注2) 手形交換所以外 での取立	4営業日目の 13時10分	3営業日目の 13時10分	5営業日目の 13時10分	
東京中央支店	3営業日目の 8時00分	4営業日目の 13時10分	(注2) 手形交換所以外 での取立	4営業日目の 13時10分	3営業日目の 13時10分	 4営業日目の 13時10分	

(注) 1. フェリーの欠航等により払戻可能日時が遅延する可能性があります。

2. 郵送により支払場所の金融機関宛に取立を行いますので、入金日時はあらかじめ決められたものではありません。

II. 代金取立手形の払戻可能日時

【支払期日の6営業日前までに取立のご依頼をいただいた手形※】

払戻可能日時は入金日(支払期日)から起算し、下表のとおりとなります。

支払場所 手形交換所	第四北越銀行(支払場所)		第四北越銀行以外(手形交換所)	
	持込店	持込店以外の 各本支店	新潟・長岡・上越・両津 佐和田・群馬中央・東京 横浜・名古屋・大阪 札幌・富山・会津若松	左記以外の手形交換所で、 手形交換等により 決済可能なもの
払戻可能日時	当日の 15時10分	翌営業日の 8時00分	翌営業日の 13時10分	翌々営業日の 8時00分

【支払期日の5営業日前から前営業日の間に取立のご依頼をいただいた手形※】

払戻可能日時は上記「I. 他店払いの小切手の払戻可能日時」と同様となります。

※手形交換所以外での取立となる手形は除きます。

(留意点)

1. 「手形交換所名」は、手形・小切手の右上部をご覧ください。

(例) 新潟手形交換所の場合

小切手

新潟 1501
0140-200

2. 本表に記載のない支払場所の手形交換所については、お取引店の窓口までお問い合わせください。